

別表1 施設ごとの立入予定回数

実施機関	立入予定回数	対象施設		
		調理施設	処理・製造・加工施設	流通・販売施設
保健所 衛生課	月1回以上			○中央卸売市場
	1回/年	○飲食店営業 (大量調理施設：1回300食以上または1日750食以上) ○集団給食施設(学校給食センター) ○前年度行政処分を受けた施設	○食品製造業 (成分規格のある次の食品を製造する施設) 乳類、魚肉練り製品、アイスクリーム類 清涼飲料水、あん類、密封包装食品 食肉製品、添加物、氷雪、冷凍食品 ○野生鳥獣取扱施設 ○前年度行政処分を受けた施設	○大規模スーパーマーケット、百貨店 ○前年度行政処分を受けた施設
	1回/2年	○飲食店営業 (仕出し・弁当調製施設、大規模な宴会場を有する施設、ホテル・旅館等)	○食品製造業 (上記以外で食品を製造する営業許可施設) ※自動車及び露店営業を除く	
	1回/3年	○集団給食施設 (病院、学校、社会福祉施設等)		○食肉販売業(包装食肉を除く) ○魚介類販売業(包装鮮魚介類を除く)
	状況に応じ随時	上記以外の飲食店営業、食品製造業及び営業届出対象施設		
食肉衛生 検査所	常時		○と畜場	
	2回/年		○認定小規模食鳥処理場	